

3市共同資源物処理施設及び不燃・粗大ごみ処理施設の整備に係る 小平市の分別区分、収集地区割り、収集日の変更（見直し）について

1 変更理由

(1) 3市共同資源物処理施設関係（平成31年稼働）

現状では、市内の収集地区割りを2地区とし、プラスチック容器及びペットボトルは、それぞれ月曜日又は水曜日に収集し、小平市リサイクルセンターへ搬入している。

現状の収集地区割り・収集日のまま、全量容器包装プラスチック（現在の硬質のみから全量へ拡大）を資源物として3市共同資源物処理施設へ搬入する場合、搬入量が月曜日と水曜日に集中することとなり、搬入車両の渋滞等を招く懸念があることから、曜日ごとの搬入量（車両）の平準化を図る必要がある。

(2) 不燃・粗大ごみ処理施設関係（平成32年稼働）

現状では、小平市では硬質のプラスチック製品については不燃ごみとしている。しかし、現状の小平・村山・大和衛生組合での処理では、プラスチック類は焼却による減容化を行っており、破碎した上で鉄等の資源化物の選別を行う必要のない物については、不燃ごみとしての処理を行う必要がない。

こうした現状を踏まえ、今後整備（更新）する不燃・粗大ごみ処理施設の規模の縮小を図るため、可燃ごみとして直接焼却が可能なプラスチック製品については、分別区分上、不燃ごみから除外して、可燃ごみとすることが適当である。

2 当市としての変更について（見直し）

(1) 分別区分の変更

① 容器包装プラスチック

3市共同資源物処理施設の稼働に合わせて、現状では燃えるごみとしている軟質の容器包装プラスチックを資源に分別変更する。

② プラスチック製品

不燃・粗大ごみ処理施設の稼働までに、プラスチック製品を可燃ごみとする。ただし、直接焼却に適さない大きさの物、金属類との複合製品等を除く。

(2) 収集地区割り・収集日の変更

3市共同資源物処理施設の稼働に合わせて、容器包装プラスチックの収集日（3市共同資源物処理施設への搬入日）を、月曜日から金曜日までの曜日ごとに収集量（搬入量）ができる限り均等となるように市内の収集地区割り及び地区ごとの収集日を変更する。

また、不燃ごみについては、現状では毎週1回としている収集頻度を、上記(1)②による不燃ごみ量の減少を踏まえて、適切な頻度（月1回）に見直す。

(3) 変更の時期

3市共同資源物処理施設の稼働から不燃・粗大ごみ処理施設の稼働までは、1年間の期間があるが、度々の分別変更等を行うことは、排出者（市民）にも混乱を来す恐れもあることから、上記(1)及び(2)は、3市共同資源物処理施設の稼働に合わせて行う。